

— 防犯特集 —

あなたや家族が被害者にならないために

①電話詐欺・②悪質商法から大切な財産を守りましょう

①その電話、もしかしたら・・・

電話詐欺かも

近年、振り込め詐欺をはじめとする電話詐欺（特殊詐欺）の被害が全国的に急増しており、私たちの暮らしを脅かす大きな社会問題となっています。本市でも、多額の金銭をだまし取られるという詐欺被害が発生しており、決して他人事ではありません。

詐欺の手口は年々巧妙化し、特に高齢者が被害に遭うケースも急増しています。詐欺は、人の不安に付け込み、家族への愛情を悪用して大切な財産を奪うという卑劣な犯罪です。

今月号では、高齢者をはじめ、すべての皆さんが詐欺被害に遭わないよう、詐欺について知り、安全で安心な暮らしをおくれるよう、詐欺の手口や対処法などを紹介します。



※資料提供及び取材協力：山梨県警生活安全課

県内でも被害件数が急増
だましの手口は
電話から

今年1月から10月末までの県内における電話詐欺の被害認知件数は74件、被害総額は既に2億円以上に上り、過去最悪を記録した昨年をすでに上回り、極めて危機的な状況にあると言えます。

こうした状況のなか、山梨県警察では、詐欺の手口の共通点として、まずだましの電話が固定電話にかかってくることに着目し、固定電話にかかってきた電話について、息子子であっても孫であってもお金の話が出たら、まず詐欺を疑うことを広めるため、全国的には特殊詐欺と呼ばれている詐欺等の呼称を、「電話詐欺」というシンプルな名称に変更し、詐欺被害撲滅のための取り組みを展開しています。

だましの手口は電話から始まります。「携帯電話が変わった」「風邪で声がかしい」「カバンを盗まれた」「○○駅までお金を持ってきて」「ATMで還付金受領の手続きができる」等の電話を受けたら全て詐欺です。即座に110番通報をお願いします。

還付金が
ありますよ

携帯電話の
番号を変えた

必ず儲かる

ATMに
行って
ください

今日中に何とか
すれば間に合う…



このような言葉を言われたら
まずは誰かに相談を！

電話詐欺とは、面識のない不特定多数の方に対して電話をかけるなど対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振り込みやその他の方法により、現金等をだまし取る犯罪の総称です。その代表的なものとして、振り込め詐欺と言われているオレオレ詐欺や架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺などがあります。

覚えておきましょう！

電話詐欺を見破る

キャッチフレーズ

①オレオレ詐欺

「電話番号が変わった」「バッグを置き忘れた、今日中に現金が必要」という電話は詐欺

②架空請求詐欺

身に覚えの無い請求は無視してまず相談

③融資保証金詐欺

お金を借りるのに「先に保証金を払え」は詐欺

④還付金詐欺

「お金を返すからATMに行け」は詐欺

⑤金融商品等取引名目詐欺

「必ずもつかる」「必ず高値で買い取ります」という話は詐欺

詐欺を未然に防ぐポイント4ヶ条

一人で悩まないで
必ず誰かに相談を
しましょう！



- ①日頃から**家族と連絡をとり合い**、コミュニケーションを図り情報共有を心がけましょう。
- ②お子さんやお孫さんと**電話では絶対にお金の話をしな**いと決めておきましょう。
- ③家族で「**合言葉**」を決めておきましょう。
- ④詐欺犯は自分の声が録音されるのを嫌がります。常に自宅の電話を**留守番電話**にしておきましょう。

被害者の中には、被害に遭われても「恥ずかしい」「家族に迷惑をかけたくない」などの理由で、誰にも相談しない場合が少なくありません。詐欺にあわないためには、皆さん自身が問題意識を高めるとともに、家族の様子を日頃から気にかけて、お互いに見守っていくことも必要です。そのためには、普段から家族の中で、詐欺の手口や被害について話題にし、注意するよう呼びかけることが大切です。不審な電話や訪問を受けたときの対応の仕方や相談窓口なども話し合っておきましょう。

★不審な電話はすぐに110番 荏崎警察署 ☎ 0551-22-0110

年々巧妙かつ複雑化する、悪質商法

②ちよっと待って、

その契約！



悪質商法や詐欺は、手を変え、品を変え、次から次へと新たな手口で人をだまそうとしてきます。被害にあわないためには、「一人で判断しない」「世の中にうまい話はない、怪しい誘いには手をださない」を心がけてください。

点検商法

■主な商品

屋根瓦、シロアリ駆除、耐震補強、羽毛布団、消火器、浄水器など

■主な手口

「○○の点検に来ました」「このままでは危ない」など不安をあおり、商品購入や工事契約を勧誘します。

■被害にあわないためには
急いで契約しない

突然の訪問による点検には警戒しましょう。消防署・水道局など公的機関を装う場合もありますので注意が必要です。また、実際に工事が必要な場合でも、他の業者から見積もりをとって比較するなど、十分検討してから契約をしましょう。

催眠商法

■主な商品

布団類、健康食品、磁気マツトレスなどの健康器具

■主な手口

街頭で、日用品などをタダ同然で配り、多くの方々を仮設店舗などの会場に誘い込み、格安商品を配り会場を興奮状態にした後、高額な商品を買わせるという手口です。強硬な手段を取ってくる可能性もあります。

■被害にあわないためには
景品などにつられない

景品や格安の日用品などに惑わされず、不審な会場には絶対に近付かないようにしましょう。「タダより高いものは無い」と心得ましょう。
※SF商法と呼ぶ場合もあります

送りつけ商法

■主な商品

健康食品、魚介類や果物、書籍など

■主な手口

一方的に商品を送りつけて代金を請求する手口です。振込み用紙を同封したり、代金引換の宅配便などを利用したりして代金を支払わせようとします。

■被害にあわないためには
覚えがなければ断る

申し込んだ覚えがなく、購入する意思がなければきっぱり断りましょう。なお、代金を支払う必要も、自ら商品を送り返す必要ありません。
※受け取った日から14日間経過しても送り主が引き取らなければ、商品を自由に処分することができます。

一人で悩まないで、まずはご相談を!!

高齢者の方から寄せられる相談の大きな特徴は、訪問販売や電話勧誘販売による被害が多いことで、健康やお金の不安に付け込んだ商法の被害が多いのも特徴です。被害にあわないためにも、高齢者はもちろん家族の方々も必要な知識を身につける必要がありますね。

また、万が一契約をしてしまっても内容によってはクーリングオフ制度により契約解除ができる場合もあります。そのためにも必ず契約書は破棄せず保管をしておいてください。

市民の皆さんが安心・安全に日々の暮らしを送ることができるよう、消費者トラブルや困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

★荏崎市消費生活相談窓口（商工観光課内）

毎月第2第4火曜日 庁舎1階102会議室（電話相談も可）

☎ 22-1111（内線215・216）

★その他の相談窓口

山梨県県民生活センター ☎ 055-235-8455

消費者ホットライン ☎ 0570-064-370



荏崎市消費生活相談員 烏谷まゆみさん

山梨県県民生活センターにて、消費生活に関する様々な相談業務経験を経て、平成23年4月から本市の消費生活相談員として従事。

ご注意ください！

各地でマイナンバー便乗の不審電話 数百万円の被害も

10月からスタートしたマイナンバー制度（個人番号制度）ですが、早くもこれに便乗する詐欺や不審電話事件が全国で多発し、すでに被害の報告も出ています。消費者庁は「不審な電話はすぐ切るか無視し、警察の相談窓口などを利用してほしい」と注意を呼び掛けています。

注意① 電話や手紙、訪問には応じない

マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続で、国の関係省庁や地方自治体などが、口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金・保険の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したりすることは一切ありません。ATMの操作をお願いすることも一切ありません。

注意② 関連商品の販売や勧誘に注意をする

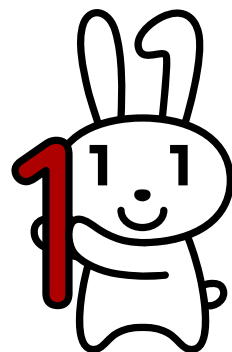
電話、メール、訪問により、マイナンバーの安全管理対応の困難さを過度に誇張した商品販売や不正な勧誘などには注意してください。

注意③ 不審なメールは安易に開封しない

マイナンバーの関連であることをかたつたメールが送られてきた場合、自分の勤務先など送付者が明らかなるものを除き、安易に開封しないよう、注意してください。

注意④ 「なりすまし」の郵便物にご注意を

マイナンバーは、「通知カード」「個人番号カード交付申請書」など、「転送不要」と赤字で書かれた封筒に入っており、簡易書留で各世帯に郵送されます。普通郵便でポストに入っていることはありません。また、配達員が代金を請求したり、口座番号などの情報を聞いたりすることもありません。個人番号カードの交付申請



の返信用封筒には、顔写真や個人情報を含んだ申請書を入れて、返信していただくことになります。返信用封筒の宛先が「地方公共団体情報システム機構」であるか、ご確認ください。個人番号カードの交付申請書に口座番号などを記載することはありません。

注意⑤ 名義貸しの依頼は詐欺の手口です

「あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい」といった依頼は詐欺の手口です。人を欺くなどして、他人のマイナンバーを取得することは法律により罰せられます。なお、不正な提供依頼を受けて自分のマイナンバーを他人に教えてしまっても、刑事責任を問われることはありません。

電話詐欺や悪質商法を未然に撃退！ 振込詐欺抑止電話装置の購入・設置費助成のご案内

市では増加する振込詐欺や悪質商法の被害を未然に防止するため、被害を受けやすい高齢者世帯を対象に、振込詐欺抑止電話装置の購入・設置費助成を行います。



この装置は、着信前に「この電話は振込詐欺等の犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます。」というアナウンスを流し、振込詐欺を抑止します。

■使用方法 自宅の電話機回線に当該装置を接続して使用

■助成対象者 ① 65 歳以上の単身世帯の方
② 65 歳以上の方のみで構成される世帯の方

■助成金額 装置 1 台につき 1 万円
※個人負担 3 千円 ただし 1 世帯につき 1 台に限る。

■助成台数 300 台（先着順）

■申請場所 商工観光課窓口 ※電話申込可

■装置の取付け 市と協定を締結した事業者が行います。

■問い合わせ 商工観光課商工労政担当（215・216）

人と人の繋がりが被害を減らす

「お金を振り込む」「契約をする」などといったときに、少しでも不安に思ったり、困ったことがあるのなら、行動に移す前に、家族や信頼できる知人、市役所や警察などにご相談ください。

詐欺や消費者トラブルの被害を防ぐには、家族はもとより地域の皆さんの見守りという協力が必要です。地域の皆

さんが電話詐欺や悪質商法に関心を持ち、地域全体で被害の防止に努めること、離れて住む家族とも気軽に連絡や相談ができるような絆を築くことが被害を防止するための重要な手段です。

誰もが安心して豊かな暮らしを送ることができるよう、チーム荏崎で被害防止に取り組みしましょう。